

## 第 15 章 水 防 訓 練

### 第 1 節 実施責任者

法第 32 条の 2 の規定により町は、毎年水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し水防技術の向上を図るものとする。

また、町、水防関係機関、町民、各施設管理者及び自主防災組織等は、水防の責務を果たし、水害による被害を軽減するため、協力・連携した水防訓練を実施し、水害の発生に備える。

### 第 2 節 水防訓練の内容

実施責任者	訓 練 の 内 容
幕別町、水防関係機関	1  図上訓練 水害に対応する応急訓練を図上において実施する。 2  実地訓練 水防工法、樋門等の操作、水位・雨量観測、一般住民の動員、水防資材・器材の輸送、広報、通信伝達などのほか、幕別消防署に要請して、消防職・団員の動員を求め訓練を実施する。 3  避難訓練 避難の指示、伝達方法、避難の誘導など訓練。その際、水防協力団体、避難行動要支援者等と連携して行うものとする。 4  その他
町民、各施設管理者、自主防災組織等	1  地域の水害を想定した図上訓練。 2  行政が行う訓練への協働参加。 3  避難訓練（避難場所や避難方法等の確認、避難行動要支援者の把握等） 4  その他